公益認定等委員会だより

第9号(その16)
平成24年
８月１日発行

AEDの使用方法について話し合う様子（（公社）北海道臨床工学技士会）

昨年12月1日号より掲載しております公益法人の活動紹介が今号で15法人となりました。ご紹介させていただいた中には内閣府だけではなく、都道府県で認定された法人も含まれます。引き続き活動を紹介したい法人を募集しておりますので、ご寄稿をお待ちしております。

＜目次＞

内閣府への申請状況（平成24年7月31日現在）

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	1, 789	168	1, 520	101
移行認可	1, 451	257	1, 143	51
新規認定	155	32	102	21

移行認定：特例民法法人から公益法人への移行
移行認可：特例民法法人から一般法人への移行
新規認定：新たに設立した一般法人から公益法人への移行

内閣府
公益認定等委員会

委員長メッセージ

内閣府公益認定等委員会では、東日本大震災の復旧・復興活動において、公益法人が様々な場面で活躍していることに敬意を表するとともに、更なる活躍を期待しているところです。今般、そういった考えから、復旧・復興活動に取り組まれている方々に対して、改めて新公益法人制度の積極的な活用をお願いするメッセージを発出いたしましたのでお知らせいたします。

東日本大震災の復旧・復興活動に取り組まれている皆様へ

平成24年7月24日

昨年３月11日に発災した東日本大震災は、東北地方を始め各地に甚大な被害をもたらし、これまでに経験したことのない未曽有の災害でありました。この震災からの復旧・復興には、解決しなければならない多くの課題がある中で、震災直後から様々な形で、助け合いの輪が広がっていることに大変感銘を受けております。活動に携わる皆様方の姿に励まされ、内閣府公益認定等委員会としてもその一助となれるよう、日々取り組んでいるところです。

大震災発災以降、公益認定等委員会は、公益法人等に対しての復旧・復興活動の検討を呼び掛けるとともに、震災関連事業に係る申請については、基本的に公益認定においては1か月程度、変更認定・認可においては1週間程度で迅速な審査を行っているほか、法人の震災対応活動の情報収集及び情報提供等を行ってきました。現在、被災者支援、復旧・復興活動・寄附を実施された国所管法人は約2000に上っています。

一方で、被災地で活動される方々の中には、復旧・復興活動を目的とした一般法人が、公益法人になることが難しいと思われている方がおられるとの声も耳に入ってきております。また、日本学術会議からの提言「被災地の求職者支援と復興法人創設ー被災者に寄り添う産業振興・就業支援をー」（平成24年４月９日）においても、被災地でできるだけ多くの人が就業し復興の担い手となれるよう提言されているところです。

今回、こうした声を受け、復旧・復興活動における公益法人への期待の高さと新公益法人制度を御活用いただくための情報発信の重要性を痛感いたしました。こうした貴重な御意見を都道府県とも共有した上で、これまで以上に、被災地での復旧・復興活動が活発になり、その中でも特に税制上の優遇措置も備わった公益法人の仕組みが活用されるよう、国・地方とも歩調を合わせて、新制度に関する情報発信や申請サポートに取り組んでいきたいと考えております。また、公益認定等の審査にあたっても、被災者支援、復旧・復興活動は正に公益目的事業にふさわしい活動であるという考えの下、迅速に取り組んでいくとともに、法人の被災地の状況変化に柔軟に対応すべく、「志」を尊重した温かい審査を進めてまいります。

震災からの復旧・復興には、行政による対応だけではなく民間の積極的な活動が必要不可欠です。そして、復旧・復興に向けては、長期的な支援が必要と考えております。公益法人・特例民法法人の方々はもちろんのこと、新たに一般法人を設立された方々、あるいはこれから公益的活動に取り組まれる方々など、被災地のために活動したいという方々におかれましては、是非とも新公益法人制度を積極的に活用していただき、民の力による復旧・復興の一翼を担ってくだされば幸いです。

内閣府公益認定等委員会　委員長　池田　守男

公益法人の活動紹介⑭

～公益社団法人北海道臨床工学技士会～（北海道認定）

医療機器保守管理のプロフェッショナルとして

臨床工学技士（昭和63年4月に施行された臨床工学技士法に基づく国家資格）は、日々進歩する医療技術に伴い複雑高度化していく医療機器を医師の指示のもと操作し、かつ安全確実に稼動できるよう病院内で保守管理をする専門職です。

公益社団法人北海道臨床工学技士会は、北海道における臨床工学技士の職能団体です。平成元年４月に臨床工学技士の職能団体として全国で始めて組織化され、社団法人化（平成15年4月）を経て臨床工学技士の職業倫理の高揚、学術機能の研鑽および資質の向上を目的として活動しております。この度北海道庁のご尽力を賜り、全国の臨床工学技士職能団体に先駆けて平成22年11月1日付で公益社団法人へ移行しました。公益社団法人に求められる公益的な事業を推進するために専門の委員会（公益事業推進委員会）を設置し、臨床現場で培ってきたスキルを生かした事業を企画し実施しています。

ＡＥＤを確実に救命へ結びつけるために

AED（自動体外式除細動器）は心不全に対する救命機器として全国で相当数設置されています。AEDを用いた救命救急法も広く周知されていますが、AED自体の適切な保守方法はご存知でしょうか？厚生労働省からも平成21、22年にAED設置者が日常点検を実施する様啓発していますが、北海道を例にすると道内のAEDの13％が保守を行っていないために正常に機能しない恐れがある（平成24年１月・北海道管区行政評価局しらべ）という実態です。

そこで我々は平成22年からAEDを設置している一般施設に対し、日常点検の重要性を啓発する「AED日常点検講習」を施設に赴き無料で実施しています。講習は、消耗品（バッテリ、電極パッド）の定期交換の意義、正常動作の確認法、使用上の注意点を中心とした内容になっています。講習を受けられた施設様からも日常点検の重要性を理解できたと好評を得ています。

AED日常点検講習の様子

AEDは現在6社が販売を行っていますが、訪問先のAEDに対応するスキルを向上する為に各社合同の保守研修を定期的に実施しています。

各社合同の保守研修の様子

身近にある医療機器の正しい使い方を知っていただくために

ご家庭においても色々な医療機器が存在します。それらは取扱説明書に沿った正しい使われ方がされていない、あるいは著しい経年劣化で品質が保たれていない場合があります。

そこで我々は医療機器メーカーと連携して、身近な医療機器の正しい使い方の啓発を目的とした市民向け公開講座を実施しています。

第一回市民公開講座の様子

平成24年3月に実施した第一回市民公開講座は家庭用自動血圧計に注目し、外部講師を招き「血圧管理の重要性」、「血圧計の正しい測定方法」の二演題を実施しました。講演後は臨床工学技士による自動血圧計の簡易点検、使用に関する相談窓口を開きました。

今後の活動について

医療機器の保守管理を実施している専門職の団体として我々に出来る事はまだまだあると考えており、今後災害時の支援等も念頭に活動してまいりたいと考えております。

北海道臨床工学技士会HP
http://hcea.umin.ac.jp/
（AED日常点検講習申し込みは北海道臨床工学技士会HPから可能です。申し訳ありませんが北海道のみの対応になります）

公益法人の活動紹介⑮

～公益社団法人福島原発行動隊～（内閣府認定）

原発事故収束にシニアの力を

福島第一原発事故の収束作業に当たる若い世代の放射線被曝を軽減するため、相対的に被曝の害の少ない、退役技術者・技能者・研究者を中心とする高齢者が、積年の経験と能力を活用し、現場におもむいて行動することを目的として、2011年4月に発足しました。当初は「福島原発暴発阻止行動プロジェクト」と称しましたが、同年7月に法人化するに当たり「福島原発行動隊 Skilled Veterans Corps for Fukushima」と改め、2012年4月に内閣府から公益社団法人の認定を受け、原発事故収束に関わる事業を推進しています。

原発の是非を問わず現下の急務に専念

福島原発行動隊は2012年６月現在で、約700名の60歳以上を原則とする行動隊員と、1600名を超える賛助会員を擁しています。構成員はすべて自発的参加者であり、その組織原理は自由な諸個人の結合です。各人の思想・信条はいっさい問いません。その原則は原発の是非についても同じであり、隊内には脱原発論者も維持論者もいます。この多様なメンバーを結びつける唯一の絆が、原発事故の収束という地球規模の緊急課題です。ベテランぞろいの行動隊は人材の宝庫であり、すでに多くの人びとが知恵と力を発揮しています。

原発事故現場を視察した行動隊メンバー（2011年７月）

政府・東電への申し入れと提言

福島原発行動隊は政府と東京電力に対し、福島第一原発における応急対策後の「中期的課題」に取り組む体制の抜本的な整備を提言しています。この提言は、原発事故収束を総合的な国家プロジェクトとして遂行することを視野に入れています。

いま行っている事業・活動、原発事故被災自治体の帰還事業の支援など

公益目的事業として次を予定しています。

1. 福島第一原発構内および周辺の環境放射線等モニタリング事業
2. 国・福島県の設置機関「除染情報プラザ」に対する専門家派遣事業
3. 研修事業

とりわけ、1の環境放射線等モニタリング事業では、原発事故被災自治体の帰還事業支援の一環と位置づけています。被災自治体住民が帰還に際して、被災住居内のモニタリングや清掃、除染の作業などで、とりわけ高齢者所帯のこうした作業は困難とも想定され、独居老人世帯が帰還することにつき重点的に支援をします。本年8月からは、福島県双葉郡川内村の帰還事業の支援を行い、住民の帰還作業がスムーズに行われるよう積極的に活動していきます。これら支援活動は川内村の復興事業、帰還事業を側面からお手伝いすることになります。

内閣府の年次報告書「平成24年版高齢社会白書」に、（公社）福島原発行動隊が取り上げられ、高齢者が活躍できる環境作りの事例として紹介されました。

川内村役場

ガンマカメラ実演を見学 川内村にて

公益社団法人福島原発行動隊ウェブサイト
http:/svcf.jp/
60歳以上の行動隊員を募集しています。

活動を紹介したい公益法人を募集しています！

内閣府では、リニューアルした「公益認定等委員会だより」で活動を紹介したい公益法人（※１）を公募しています。下記応募手続き等を確認の上、是非ご応募ください！！

（応募手続き）
公益法人information（https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/）の内閣府からの重要なお知らせにある応募フォーム（https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html）から、法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上ご応募ください。

（留意事項）
（※１）特例民法法人、一般法人は原則対象ではありませんが、公益法人の活動に有益と考えられる取組など「公益認定等委員会だより」で紹介したいと考えられるものがあれば、個別に御相談を承ります。
（※２）掲載記事については、原則対象法人に作成いただき、公益認定等委員会事務局と調整の上、確定することとなります。なお、作成いただく記事の分量は１ページ程度となります。
（※３）ご紹介する法人は毎月２法人程度を予定しており、ご希望に沿えないことがあります。
（※４）大臣、公益認定等委員会の委員や事務局職員が法人活動の現場訪問をさせていただく可能性があります。

（本件問合せ先）
内閣府公益認定等委員会事務局広報係
TEL：０３－５４０３－９５２８、９５３３、９５２４　e-mail：koueki-info@cao.go.jp

最近の移行申請の状況

昨年と同様に申請が増えてきました！

平成24年度の内閣府における移行申請の受付状況は、４月が40件、５月が23件、６月が88件、７月が215件となっており、下記グラフにあるとおり、昨年とほぼ同様の数となっています。こういった状況から内閣府としては、昨年９月に実施した特例民法法人に対するアンケート調査を踏まえ、平成24年度についても平成23年度に近い申請があると考えております。
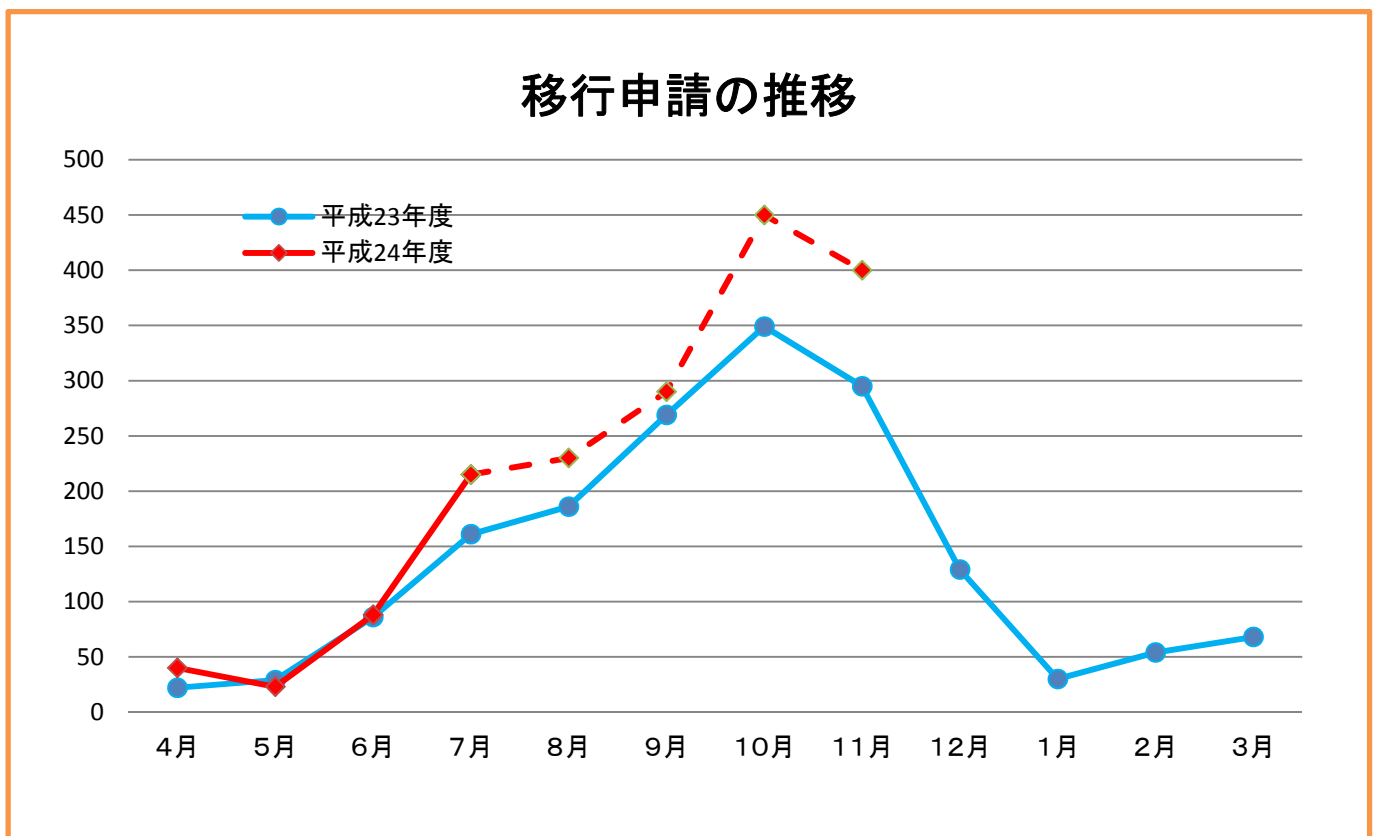
できる限り早めの申請をお願いいたします

平成24年４月１日に移行登記をした国所管の公益法人・一般法人は1,272法人ありました。平成24年度の申請が平成23年度に近い数になる場合には、平成25年４月１日登記を希望する法人も同じように約1,300法人程度になることも予想されます。内閣府では、法人が希望する日に登記できるよう処分日を調整しているところではありますが、内閣府における審査の標準処理期間が４か月であることから、昨年以上に10月から11月に申請が集中する場合には、通常以上に時間を要する可能性もあります。平成25年４月１日に移行の登記を希望する法人におかれましては、できる限り早く申請していただきますようお願いいたします。

FAQ（財務・会計関係）の追加について

　この度、財務・会計関係の新しいFAQが追加されましたので、お知らせいたします。詳しくは公益法人informationのよくあるご質問（FAQ）をご覧ください。

控除対象財産関係

問Ｖ－４－⑦　控除対象財産のうち、いわゆる1号財産、5号財産及び６号財産はそれぞれどのような財産なのでしょうか。

問Ｖ－４－⑧　控除対象財産のうち、1号財産（公益目的保有財産）に該当する金融産は、取り崩すことはできないのでしょうか。また、やむを得ず将来にわたり取り崩していくこととした場合、当該金融資産を控除対象財産にすることはできないのでしょうか。

問Ｖ－４－⑨　控除対象財産のうち、2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）とした金融資産は、取り崩すことができないのでしょうか。

問Ｖ－４－⑩　保有株式の配当を公益目的事業費のほか、法人運営に必要な管理費の財源にも充てている法人に関して、移行認定又は公益認定の申請に当たり、当該保有株式を1号財産（公益目的保有財産）と2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）に振り分ける際、どのような考え方で配分すべきでしょうか。

問Ｖ－４－⑪　移行認定後又は公益認定後に、金融資産の1号財産（公益目的保有財産）と2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）の配分割合を変更することは可能でしょうか。

問Ｖ－４－⑫　移行認定を申請する段階で、将来の単なる備えとして保有している資金を特定費用準備資金として整理することは可能でしょうか。

問Ｖ－４－⑬　寄附者の定めた使途がある公益目的事業に係る資金があるのですが、控除対象財産のうち、いわゆる１号財産、５号財産、６号財産のいずれに整理したらよいか分かりません。どのような考え方で整理したらよいのでしょうか。

問Ｖ－４－⑭　寄附者の指定した使途の確認はどの程度行う必要があるのでしょうか。確認作業が膨大となることが見込まれる場合や、寄附者が死亡している場合には、どのように確認したらよいでしょうか。

問Ｖ－４－⑮　寄附者から、○○地方で3年に一度行われる伝統芸能行事を保存するための資金に使ってほしいとの使途の指定を受けて、当該資金の寄附を受けました。当社団では、従来から、当該資金を取り崩して、当該伝統芸能行事への助成財源に充てるとともに、法人運営の管理費の財源にも充ててきたところです。移行認定の申請に当たり、当該資金を6号財産（交付者の定めた使途に充てるために保有している資金）に整理しようと思うのですが、この場合、当該資金を公益目的事業会計に係る部分と法人会計に係る部分とに分けなければならないのでしょうか。

法人会計の黒字

問Ｖ－８－①　公益認定申請のため、別表G（収支予算の事業別区分経理の内訳表）を作成しているのですが、法人会計が黒字になるような予算は認められないのでしょうか。

問Ｖ－８－②　公益目的事業のみを実施している場合において、寄附を受けた財産や公益目的事業に係る活動の対価として得た財産を公益目的事業会計と法人会計に配分する場合、法人会計が黒字になるように配分することは可能でしょうか。

FAQの答えは公益法人informationのトップページにある「よくあるご質問(FAQ)」をご覧ください。

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/koeki/pictis_portal/common/portal.html

申請サポートに関する情報

内閣府では、以下のような各種の法人サポートを用意しています。
申請を検討されている法人におかれましては、これらもご活用いただき、早期の申請をお願いいたします。（いずれも無料でご利用いただけます。）
詳しい内容や予約方法等については、「公益法人information」をご覧ください。
なお、法人サポートの活用に当たっては、「公益認定等委員会だより第７号（その14）」において詳しくご紹介しておりますので、そちらをご参照ください。

① 基礎的研修会の開催（要事前申込）
月に1～2回程度、これから移行認定・移行認可等の申請検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が資料を用いて移行申請のポイント（事業・財務面、機関設計面）を解説する基礎的研修会を開催しています（1回1時間半程度）。次回の開催は8月23日（木）となります。
申込み方法等については、随時「公益法人information」でお知らせしておりますのでご覧ください。
（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231 （メール）hiromi.obata@cao.go.jp

② 業態別説明会への講師派遣（要事前申込）
法人等が開催する研修会等に当事務局職員を講師として積極的に派遣しています。業態別によくある課題に焦点を絞るなど、より個別事情に合わせた説明が可能です。
※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。（謝金は不要です。）
（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231

③ 窓口相談（要事前申込）
内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約については、毎月月末から上旬にかけて、「公益法人information」で募集を行っています。**なお、9月の窓口相談については、8月10日（金）まで募集しております。特に9月は、6日（木）、7日（金）に通常より規模を拡大した、「一斉窓口相談」を行いますので、相談を希望される法人におかれましては是非お申込みください。（応募多数の場合は抽選とさせていただきます。）**

（相談内容）　・移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・定款の変更の案の内容等に関するもの

④ 電話相談
専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。
（相談専用ダイヤル）03－5403－9669
（時間）平日10時～16時45分

⑤ 民間の専門家を活用した相談会（要事前申込）
月に1～2回程度、内閣府が委嘱する民間の専門家（弁護士、公認会計士等）を相談員とした相談会を開催しています（1法人につき1時間程度）。
今年度は、8月9日（木）に東京、8月29日（水）に鹿児島、8月30日（木）に福岡で開催します。今後も地方での開催のさらなる充実を予定しています。
申込み方法等については、決まり次第、随時「公益法人information」でお知らせしますのでご覧ください。（応募多数の場合はご参加いただけない場合があります。）